

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

1. 日 時

平成 19 年 5 月 18 日（金）10：00～12：00

2. 場 所

草津市役所 4 階行政委員会室

3. 出席者

| | | | | |
|--------|----------|--------|-------|-------|
| 〔委員〕 | ※ ◎天野 耕二 | ○青木 和子 | 金谷 健 | 大村 久雄 |
| | 田中 征子 | 妹尾 志郎 | 坪田 貴尋 | 権田 五雄 |
| | 藤井 淳 | | | |
| 〔事務局等〕 | 中島 直樹 | 田村 雅男 | 槌田 武志 | 松田 政義 |
| | 森 安幸 | 堀口 深 | 木村 博 | |

※◎会長、○副会長

4. 議 事

○事務局

開会挨拶

人事異動による委員と事務局の変更を説明。

滋賀県南部振興局環境森林整備課長：冨板様から水嶋様へ

事務局で変更のあったメンバー

クリーンセンター所長の槌田。

クリーン事業課計画調整グループ長の堀口。

○会長

議事は、4 点あるが、1 番の有料化の料金水準と 2 番の指定袋の規格についてまとめて説明、質疑・意見。後半 3～4 をまとめて説明、質疑・意見という流れで進めさせて頂く。それでは議事の 1 と 2 について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番の有料化の料金水準と 2 番の指定袋の規格をまとめて説明。

料金設定については、1. ごみ処理費用のうちの一定割合、2. 周辺の市との料金の整合および先進自治体の例、3. ごみ減量効果、4. 市民の負担限度の 4 点から検討。

以下この4点から説明。

ごみ処理費用のうちの一定割合について見てみると料金を設定する際にごみ処理費用を勘案することが重要である。この場合のごみ処理費用には、個人の減量努力が反映されない施設の建設費は、含めない。

粗大ごみを除く全てのごみの処理費をごみ量で割ると1kg当りの処理単価は32.3円/kgとなる。

ごみ袋1袋当たりの処理費用は、 $32.3\text{円} \times 45\text{L} \times 0.10 \approx 145\text{円}$ 。

多くの自治体では、このごみ処理費用の1/4から1/3をごみ袋の単価としている。この例からすると1袋当たり36円から48円となる。

次に、周辺市との料金の整合であるが、ごみの越境移動を防止するためには、近隣の市における料金を考慮する必要がある。

栗東市、守山市については、両市のシステム上市民以外が安価に指定袋やシールを入手することは不可能なことから、草津市からごみが越境する可能性は少ない。

大津市については、指定袋の認定方式を採用しており、比較的容易にコンビニ、スーパーで7～8円で購入できることからごみの越境の可能性があるのでこの点では、配慮する必要がある。

次に、全国の先進自治体の料金を調べると大袋1袋当たりの価格では40円台が最も多く次に30円台、20円台、50円台と続いている。また、45Lに換算してみると30円台、50円台が多く次に40円台となっている。

次に、ごみの減量効果については、各種の調査結果から手数料単価が高いほうが比較的小さいごみ減量効果が高いことがわかっている。特に、福岡市が調査したデータを分析すると50円以上の方が50円未満より減量効果が期待できる。しかし、効果については、自治体によってばらつきがある。また、2年目以降は、どの自治体も減量効果が横ばいとなることからリバウンド対策が必要。

次に、市民の負担限度については、1ヶ月1世帯当たり500円と考えている自治体が多いことから、500円を限度とした場合4人世帯で大袋1袋当たりの価格は、35円から40円が限度となる。

また、1世帯当たりの平均排出量を計算してみると焼却ごみ34.2L、プラスチック製容器類37.1L、破碎ごみ類6.6L、陶器・ガラス類2.9Lとなり、この容量でリッター当たりの単価別に計算してみると、1リットル1.1円で月額509円の負担となる。45Lに換算すると50円となる。

次に、指定袋の規格について、有料化を実施している団体の袋の容量を見てみると多くの団体で3種類か4種類の袋を作成しており、その容量は、10L、20L、30L、40L、45Lが多い。

組成調査の結果からは、1袋当たり30Lから35L、45Lから50Lで排出している市民が多い。

また、1人当りの平均排出量から袋の容量を見てみると15Lと45Lの2種類の袋があれば焼却ごみとプラスチックごみについては、その組み合わせにより、排出できる。破碎ごみ、陶器・ガラスごみについては、焼却ごみと袋の大きさを揃えると15Lの袋が適当。

○委員

ごみ種別の処理費用は、合計の費用を各ごみ種別の重量ベースで按分したものなのか、それともごみ種別ごとの積算なのか。

○事務局

人件費は、按分している。収集運搬費や処理費は、ある程度ごみ種別ごとにでているのでそれを使って積算している。

○委員

ごみ種別処理費用については、積算の内訳を示していただいたほうがわかりやすいと思うのですが。

○事務局： わかりました。

○委員

守山市については、市民以外が10円で購入できないシステムになっているようだが、どのような仕組みなのか。

○事務局：

購入券を各世帯に配布し、購入券を持って店に行かないと買えない仕組みになっている。

○委員： 守山市に住民登録していないと10円で買えないということですか。

○事務局： そういうことだと思います。それは、草津市においても同じことが言えます。

○委員： 大津市の認定方式について教えてもらえませんか。

○事務局

大津市が袋の規格を決めておいて、メーカーがその規格で袋を作れば認定する。販売は、自由価格。袋には、「大津市指定袋」の印刷が入る。

○委員

草津市と大津市の境界で草津市民が安い大津市のごみ袋を買って大津市に排出することを懸念されてるわけですね。

○事務局：そのとおりです。

○委員

減量効果のところでは有料化すればごみが減ることがわかりますが、これは、まち全体のごみが減ると言うことなのか、市のクリーンセンターへ持ち込まれるごみが減ると言うことなのか、どちらを示しているのか。

○事務局

これは、各家庭から出るごみの量が減ることを示したもので、クリーンセンターへの持ち込み量が減ることを示している。

○委員

ごみ処理費用が詳しく示されているが、この中で資源ごみは有価で販売されていると思うがこの代金は、どのくらいか、この処理費に反映されているのか。また、「その他の項目」の金額が大きいけどどのようなものはいっているのか。

○事務局

ここでは、ごみの処理にどれだけ費用がかかったのかを出しているので、処理の過程で得られた利益は、相殺していない。「その他の項目」については、人件費が大部分を占めている。

○委員：収集運搬費や処理費の中に人件費は、含まれていないのか。

○事務局

収集運搬や処理は、ほとんどが、民間業者への委託となっており、民間業者の人件費は、収集運搬費や処理費の中に含まれる。その他の項目の人件費は、職員の人件費である。

○委員：指定ごみ袋の製造原価はいくらか。自治会への配送費等は、除いて。

○事務局

普通ごみ袋で5.57円。プラスチックごみ袋で7.24円、ペットボトルの袋で7.39円。

○事務局

また、資源ごみの販売により入ってくる代金は、平成19年度の予算ベースでペットボトル500万円、金属255万円であるが、相場の変動により大きく変わる。

○委員

実際に有料化が実施されたときには市民へは、どのように袋が届くことになるのか。

○事務局

実施されると市民は市内のコンビニ、スーパーで購入していただくことになる。
現在よりも販売店舗数は、かなり増やさなければいけない。

○委員

自治会を通じた配布システムは止めるのか。

○事務局

はい。自治会からもごみ袋の配布は役員の負担になっているといった声もあるし、市民からも必要なときにいつでもどこでも購入できるシステムにしてほしいといった声が多いので、新たな制度では、自治会を通じた配布システムは止める予定。

○委員

1枚目から有料化を考えているのか、今までの無料配布枚数を減らして徐々に有料分を増やしていくような方法は考えていないのか。

○事務局：1枚目から有料化を考えている。

○委員：現行の販売委託量はいくらか。

○事務局：1枚当たり4円。

○委員

減量化の効果についてだが、市民からすれば有料化になっても受け皿がないとごみは減らしようがないのではないかと。市としてはなるべく資源ごみへ誘導していく考え方の方がよいのではないかと。だから、資源ごみは無料にする。単に料金を上げて減らす方法がなければ減らないのでは。減量化の方法の情報を市民に流しながら併せて料金を上げていかないと効果が出ないのではないかと。

○委員

袋の容量を考えると、腐敗性のある生ごみやプラスチックなど毎回出す必要があるものと破砕ごみや陶器・ガラスみたいに毎回出す必要のないものは分けて考えてもいいのではないかと。15Lの小さな袋を作る場合このことも考慮してもいいのではないかと。

今回の説明でゴミ袋は、概ね40～50円にしたいのはわかるが、これでいくらぐらいの費用がかかって、いくらぐらい入ってくるのかは試算しているのか。

○事務局

自治会配布をやめてスーパー、コンビニで販売していくことになるが、現状の販売手数料4円で可能かどうか、など詰めていかなければならないことが多いのでまだ試算できていない。

○委員

減量の方法の一つとして資源化があるが、コンポスト、生ごみ処理機の補助はあるのか。

○事務局

生ごみ処理機の補助はある。購入費の1/2で上限2万円。H11年から4集落で大型コンポストでの生ごみ処理を行ってきているが、運営していただいている役員の高齢化もあり手詰まりとなってきている。あと、地域の資源回収に補助している。キロ3円の補助、業者には2円。平成18年で登録団体は、127団体。

○委員

そういったものと組み合わせて有料化を進めていけば市民の理解が得られるのではないかと。

○委員長

組成調査をかなり詳しくしていますので、市民にわかりやすくその情報を提供して、1袋当たりいくら処理費がかかっているのだから負担してもらおうということを示してはどうかと。

モデルケースみたいなものを作って、焼却ごみに混ざって資源ごみがどれだけ排出されているのか、また、それを資源ごみとして出せばこれだけ減量できる。有料化されてもこれだけ安く出来ますよといったものを示すことで理解が得られるのではないかと。

○委員

古紙の中で、ボール紙やお菓子の紙包装などの紙製容器包装について回収を考えたほう

がいいのではないか。

○事務局

いろいろな種類の紙があるので新聞や雑誌のように束ねて出すことが出来ないので、排出のためには袋に入れて出さなければならないので今回の古紙回収では、考えていない。

○委員

かなりの量があるので、工夫して回収すればごみ減量につながるのでぜひ研究していただきたい。

○事務局：わかりました。紙の容器包装まで回収できれば資源化がかなり進むことはわかっているので実施段階で検討してみる。

○委員

ごみ処理費用の何分の1を手数料にするといった考え方は、わかりやすくいいと思うが、全ごみ種で統一的な価格を設定するつもりなのか、ごみ種ごとに価格を設定するつもりなのかどちらか。ごみ種ごとに価格を変えていけば市民の理解も得易いのではないか。例えば、プラスチックの袋が焼却ごみの袋より高ければ、これを減らそうとするインセンティブが働くのではないか。

○事務局

考え方としては、全てのごみ種を合わせた処理費の単価を出してその何割かを全ごみ種の統一単価としていきたい。市民が購入するときにごみ種ごとに単価が違っていると戸惑うのではないか。実施しているほとんどの団体も同一の単価で行っている。また、現在の超過従量制において有料販売している単価も普通ごみ、プラスチックごみ、ペットボトルについて同じ単価で販売しているのでこの経緯も引き継ぐものである。

○委員：種類によっては変えるのか。

○事務局

袋の容量によって値段は変えるが、種類つまり焼却ごみ、プラスチックごみといったごみの種類によって価格は変えない。

○会長

市民からすれば、プラスチックごみだけ値段が違ったとしたらどうですか。

○委員

市民の側からすると焼却ごみやプラスチックごみで値段が違うより、同じほうがわかりやすいと思う。4種類のごみで15Lと45Lを作られるわけですか。

○事務局

焼却ごみとプラスチックごみについては、15Lと45L、破碎ごみと陶器ガラスごみについては、15Lを作る予定をしているが、破碎ごみと陶器ガラスごみについては、排出量が少ないことから検討中。

○委員：ペットボトルはどうするのか。

○事務局：今のところ透明な中身の見える自由袋を考えている。家庭によって排出量がまったく違うので。

○委員

それでは、レジ袋やスーパーでもらう袋では排出できない。自由袋でもわざわざ買いに行かなければいけないのでどうかと思う。

○委員

ペットボトルについては、再利用できる袋がよいのではないか。循環できるものがよいのではないか。

○会長

4種類の袋でそれ以外のごみはどのように出すのか。現在ペットボトルは、指定袋になっているが今後は、扱いが変わるので、変化が大きいので一緒に検討されたほうがよいのでは。わかりやすく市民に示したほうがよい。

○委員

「ペットボトルを分別して分けているがリサイクルされているのは、3割ぐらいでむしろ生ごみに混ざって排出されるほうが、隙間が出来てよく燃える。わざわざ灯油で燃やされなくても補燃材となる。」と言われているがどうなのか。

○会長：現状でも助燃材は必要ないのですよね。

○事務局

炊き出しのときは、重油を燃やしているが、その後は、ごみだけで800℃以上を維

持できている。

○会長

今回の分別の見直しで、焼却ごみから紙類が古紙として除かれるがそれでも経常的に燃えれば大丈夫と見ておられるはずですね。

○事務局

はい。硬質プラスチックが焼却ごみに入ってくるので大丈夫と考える。

○委員：現在草津市は、ペットボトルを分別収集した後は、有償で売却しているか。

○事務局

はい。昨年は、独自処理ルートで有償で売却しているし、今年度からは、指定法人ルートに変更するが有償となる。

○委員

それであれば、先ほどのペットボトルの分別収集についてですが、草津市としてはペットボトルは、集めれば集めるほどお金になるという理論で説明すればどうか。

事業系ごみと家庭系ごみの中間的なごみ、どちらにでもなるようなごみ、例えば、小さな店舗や住宅兼店舗で出されるようなごみは、制度変更でどのように取り扱うのか。

○会長

先ほどの説明の中にはなかったが、家庭ごみとして集積所に出される店舗のごみは有料化によって1袋50円程度の家庭ごみと同じ料金で出せるのか。事業系ごみとして入れる場合は、料金を変えるのか。料金の比較検討はされているのか。

○事務局

現在のところは、検討していないが、必要だと考えている。

○委員

ペットボトルの回収は、湖南省では、大きなメッシュの袋を集積所に置いて回収しているので指定袋は、必要ない。

○会長

私のところでも、メッシュの袋に入れている。ペットボトルは、取り扱いが変わるので、いろいろな団体の収集方法を検討されればよいのではないかと。

○委員

ペットは市が回収すべきものかどうかを考えるべき。私は、スーパーに出している。スーパーの回収を市の収集拠点にしてはどうか。

○委員

ペットボトルは、リサイクルできるということになっているのでスーパーに持って行くのではなくて、市に出してもらうのがよいのではないか。

○会長

ペットボトルは、今回の有料化の対象外ですが、時間をかけて検討していただきたい。今日のところは、1袋50円程度で袋の容量は、45Lと15Lと言うところが議論となりましたが、次回は、パブリックコメントで市としての考え方を示していただくこととなる。

○委員

クリーンセンターに持ち込む場合もこの袋に入れてもらうのか。

○事務局

持ち込みも10分別で、普通ごみ、プラ、ペットについては、指定袋に入っていれば無料だが、袋に入っていないければ有料。他のごみ種についても有料。

○会長

それでは、後半の「3. 社会的配慮による無料配布措置」及び「4. 手数料の用途」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

単純従量制による有料化は、1袋目のごみから手数料が課せられるため、低所得層にとっては経済的負担が重くなるおそれがある。そのため、生活保護世帯や要介護者世帯等への社会的配慮として一定枚数の指定袋を無料配布している自治体もある。

「全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査」（2005年2月）によると単純従量制による有料化を実施している206市のうち社会的な配慮による無料配布を実施している市は、56市（27%）であった。また、大袋1枚60円以上の市は、42市あり、そのうち社会的無料配布を実施しているのは23市あったが、30円未満の市は、68市あり、このうち実施しているのは、わずか7市にとどまっている。

また、市民による清掃ボランティア活動に対しては大部分の団体で無料配布が実施されているという結果が出ている。

社会的配慮による無料配布の他市の事例は、東京都日野市、八王子市の例であるが、1点目としては、紙おむつを使用している乳幼児、高齢者（65歳以上）、障害者（手帳所持者）、についておむつ専用袋が配布されている。2点目としては、自治会等の団体や個人が道路、公園等公共の場から出たごみをボランティアで清掃される場合ボランティア専用袋が配布されている。3点目が、生活保護世帯、児童扶養手当の受給世帯、在宅の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯人数に応じて配布枚数と袋の大きさを調整して支給している。また、自宅の庭の落ち葉・草・花・剪定枝は、一定量まで無料配布されている。

次に、手数料の使途についてですが、単純従量制による有料化を実施した場合には、市民に新たな負担を求めることとなるため手数料収入の使途をきちんと説明する必要がある。

従来は、一般財源として運用している自治体が多かったが、特定財源化や基金化して運用を行う自治体も出てきた。

特定財源や基金として運用することで収支の状況や使途が市民に明らかとなり有料化の理解も得やすくなる。

基金の具体例を見てみると、手数料収入から有料化の運営費用を差し引いた額の全部または一部を基金に積み立てて、市民のリサイクル活動やまちの美化活動に対する支援にあたり、廃棄物処理施設整備のための積み立てとしているところもある。

ちなみに、本市の現在の指定袋や粗大ごみ処理券の手数料収入は、一般会計の中でごみ袋の製造費や粗大ごみ処理券の販売手数料、ごみ収集運搬費の一部に特定財源として充てられている。このことから今後も特定財源として廃棄物処理のための費用に充当していくことも考えられる。また、現在「草津市環境衛生事業基金」があることから、この基金に積み立てて最終処分場や処理施設の整備に充てることも考えられる。いずれにしても手数料収入がいくら入ってきて、それを何にいくら使ったかは、公表していく必要がある。

○会長

特に具体的な市としての方向性としては出ていませんが、他の自治体の例ですので何かご意見ありましたらどうぞ。

○委員

ボランティア専用袋を作る必要があるか。ボランティアでも普通の指定袋を渡せばどうか。剪定枝については、自宅の庭を自分で剪定した場合は無料で、業者が行った場合は有料といった整理をしておく必要がある。

○委員

有料というのはどうかと思うが。

○会長

現在は剪定枝はどうでした。

○委員

袋に入れて出している。

○会長

現在も袋に入れるので有料ですよ。このままいくと有料化となりますよね。

○委員

この場合も有料にするか、無料にするか検討が必要で、1個ずつ具体的な検討が必要である。

○委員

手数料の積算でごみ処理費単価を出すときに処理施設建設費を入れていないのにその手数料収入を処理施設整備の基金で積み立てるのは、説明がしにくいのではないか。入れないのであれば、今の施設維持管理費の一部として使ったほうがよいのではないか。施設整備に使うのであればごみ処理費に施設整備費を含んだほうがよいのではないか。

○委員

ボランティア専用袋を作らないのであれば、ボランティアの袋をどのように無料で配布するのか。ボランティアのごみをどのように出したらよいのか。

○委員

資料では、社会的な配慮による無料配布を行っていない自治体があるが、配布しないで支障が出ているのかどうかヒアリングしたらどうか。

○会長

個別にヒアリングしないとわからないわけですね。

○委員

専用袋を作っているのは、他の用途に使われないようにするためだと思われる。

○委員

他の用途に使われるのを防ぐために費用をかけて専用袋を作るわけだから経費の面からどうかと思うが。

○委員

剪定枝についてですが、一定量まで無料というのも、庭がある世帯だけ優遇するものかどうかと思うが。

○事務局

枝は、袋に入れると裂けるので、縛って出していただくことになるがこの場合シールを貼ってだしていただくこととなり、煩雑になるので緑化推進の観点から無料にしてはどうか。一方で、剪定枝だけ無料にするのもいかがかと考えている。

○委員

剪定枝の場合は、1軒でかなりの量になる。無料にする必要はないのではないか。剪定枝が無料となれば、木材も同じ取り扱いになる。タンスもばらせば木材となる。

○委員

ルールは、簡潔なほうがよい。袋に入るものは、袋に入れて、袋に入らないものは、持ってきてもらう。というルールにしてはどうか。

○事務局

現状は、直径5センチ以下のもので長さが50センチ以下のものは、収集している。それ以上大きなものは、収集せずに粗大ごみとして処理している。

○委員

剪定枝については、木材と違って見ればすぐわかるわけですから無料で出せるようにしてほしい。

○委員

今までどおりの収集方法で無料で排出できるのがよいですね。

○会長

無料配布していない自治体について問題がないかどうか調べられる範囲で調べていただきたい。スケジュール的には、次回はパブリックコメント案を提示していただくこととなりますので市の方で充分時間をかけて検討して示していただきたい。これで第8回の審議会は終了する。最後に事務局から今後の予定について説明願いたい。

○事務局

今後のスケジュールについて、次回のパブリックコメント案の審議会への提示につい

ては、十分な検討時間が必要なことから12月以降になり、パブリックコメントの実施時期は、早くとも平成20年の3月以降となるので了承願いたい。